

## 香川県条例第15号

香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例の一部を改正する条例

香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成24年香川県条例第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 略</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において「社会福祉施設等」とは、社会福祉に関する施設又は事業であつて別表第1の左欄に掲げるものをいう。</p>
<p>(基準の一般原則) 第3条 略</p>	<p>(基準の一般原則) 第3条 社会福祉施設等の基準は、この章に特別の定めのあるものを除くほか、別表第1の左欄に掲げる社会福祉施設等の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる法令に規定する基準をもって、その基準とする。当該法令の改正に伴う経過措置についても、規則で定めるものを除き、同様とする。 2 略</p>
<p>(業務の質の評価等) 第8条 社会福祉施設等（別表第1の1の項に掲げる施設のうち、児童福祉法第7条第1項の乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設（次項において「乳児院等」という。）並びに同表の2の項、3の項、7の項、9の項から13の項まで及び16の項から19の項までに掲げる社会福祉施設等を除く。）の設置者等は、自ら当該社会福祉施設等に係る業務の質の評価を行い、常にその改善を図るよう努めなければならない。 2 略</p>	<p>(業務の質の評価等) 第8条 社会福祉施設等（別表第1の1の項に掲げる施設のうち、児童福祉法第7条第1項の乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設（次項において「乳児院等」という。）並びに同表の2の項、3の項、7の項、9の項から13の項まで、<u>14の項（障害福祉サービス事業に限る。）及び15の項から17の項までに掲げる社会福祉施設等を除く。）</u>の設置者等は、自ら当該社会福祉施設等に係る業務の質の評価を行い、常にその改善を図るよう努めなければならない。 2 略</p>
<p>(保護施設等における身体拘束等の禁止) 第13条 保護施設、別表第1の14の項に掲げる地域活動支援センター、<u>同表の15の項に掲げる福祉ホーム及び同表の16の項に掲げる指定障害福祉サービス</u>（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項の居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者</p>	<p>(保護施設等における身体拘束等の禁止) 第13条 保護施設、別表第1の14の項に掲げる地域活動支援センター<u>及び福祉ホーム並びに同表の15の項に掲げる指定障害福祉サービス</u>（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項の居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援に係る</p>

等包括支援に係るものに限る。次条第1項において単に「指定障害福祉サービス」という。)の事業(次項において「保護施設等」という。)の設置者等は、入所者等に対する処遇又はサービスの提供に当たっては、当該入所者等又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者等の行動を制限する行為(次項において「身体拘束等」という。)を行ってはならない。

## 2 略

(指定障害福祉サービスの事業における居宅介護計画等の見直し等)

### 第14条 略

2 前項の規定は、別表第1の16の項に掲げる基準該当障害福祉サービス(前条第1項に規定する障害福祉サービス(同項の重度障害者等包括支援を除く。))に係るものに限る。)の事業について準用する。

(指定障害福祉サービスの事業における共同生活援助を行う住居の場所)

第15条 別表第1の16の項に掲げる指定障害福祉サービスの事業のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項の共同生活援助を行う住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設又は病院の敷地の外にあるようにしなければならない。ただし、利用者の家族や地域住民との交流の機会を確保する上で特別の支障がないものとして規則で定める場合は、この限りでない。

(指定障害児通所支援事業者の指定を受けることができる者等)

### 第16条 略

(1)・(2) 略

(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第36条第3項第1号 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第34条の21及び第34条の24の2

附 則

ものに限る。次条第1項において単に「指定障害福祉サービス」という。)の事業(次項において「保護施設等」という。)の設置者等は、入所者等に対する処遇又はサービスの提供に当たっては、当該入所者等又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者等の行動を制限する行為(次項において「身体拘束等」という。)を行ってはならない。

## 2 略

(指定障害福祉サービスの事業における居宅介護計画等の見直し等)

### 第14条 略

2 前項の規定は、別表第1の15の項に掲げる基準該当障害福祉サービス(前条第1項に規定する障害福祉サービス(同項の重度障害者等包括支援を除く。))に係るものに限る。)の事業について準用する。

(指定障害福祉サービスの事業における共同生活援助を行う住居の場所)

第15条 別表第1の15の項に掲げる指定障害福祉サービスの事業のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項の共同生活援助を行う住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設又は病院の敷地の外にあるようにしなければならない。ただし、利用者の家族や地域住民との交流の機会を確保する上で特別の支障がないものとして規則で定める場合は、この限りでない。

(指定障害児通所支援事業者の指定を受けることができる者等)

第16条 次の各号に掲げる法令の規定の条例で定める者は、当該各号に定める法令の規定に定める者とする。

(1)・(2) 略

(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第36条第3項第1号 同法第36条第4項の厚生労働省令の規定で定めるもの

附 則

(経過措置)

2 この条例の施行の日から平成26年3月31日までの間におけるこの条例の規定の適用については、第15条（見出しを含む。）中「共同生活援助」とあるのは「共同生活介護又は共同生活援助」と、別表第1の13の項中「第5条第11項」とあるのは「第5条第12項」と、同表の14の項中「第5条第25項」とあるのは「第5条第26項」と、同表の15の項中「第5条第26項」とあるのは「第5条第27項」とする。

別表第1（第2条、第3条、第7条、第8条、第10条、第13条、第14条、第15条関係）

社会福祉施設等	法令
1 略	
2 児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援の事業及び同法第21条の5の4第1項第2号に規定する基準該当通所支援の事業	<u>児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準</u> （平成24年厚生労働省令第15号）
3～12 略	
13 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設	<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準</u> （平成18年厚生労働省令第177号）
14 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第25項に規定する地域活動支援センター	<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準</u> （平成18年厚生労働省令第175号）
15 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第26項に規定する福祉ホーム	<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準</u> （平成18年厚

(経過措置)

2 この条例の施行の日から平成26年3月31日までの間におけるこの条例の規定の適用については、第15条（見出しを含む。）中「共同生活援助」とあるのは「共同生活介護又は共同生活援助」と、別表第1の13の項中「第5条第11項」とあるのは「第5条第12項」と、同表の14の項中「第5条第25項」とあるのは「第5条第26項」と、「同条第26項」とあるのは「同条第27項」とする。

別表第1（第2条、第3条、第7条、第8条、第10条、第13条、第14条、第15条関係）

社会福祉施設等	法令
1 略	
2 児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援の事業及び同法第21条の5の4第1項第2号に規定する基準該当通所支援の事業	<u>児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準</u> （平成24年厚生労働省令第15号）
3～12 略	
13 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設	<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第84条第2項の厚生労働省令であって規則で定めるもの</u>
14 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第25項に規定する地域活動支援センター及び同条第26項に規定する福祉ホーム並びに同法第80条第1項に規定する障害福祉サービス事業	<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第80条第2項の厚生労働省令であって規則で定めるもの</u>

	<u>生労働省令第176号)</u>
<u>16</u> 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスの事業及び同法第30条第1項第2号イに規定する基準該当事業所において行う同号に規定する基準該当障害福祉サービスの事業	<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）</u>
<u>17</u> 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第1項に規定する指定障害者支援施設	<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）</u>
<u>18</u> 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第80条第1項に規定する障害福祉サービス事業	<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号）</u>
<u>19</u> 略	

<u>15</u> 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスの事業及び同法第30条第1項第2号イに規定する基準該当事業所において行う同号に規定する基準該当障害福祉サービスの事業	<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第30条第2項及び第43条第3項の厚生労働省令であって規則で定めるもの</u>
<u>16</u> 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第1項に規定する指定障害者支援施設	<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第44条第3項の厚生労働省令であって規則で定めるもの</u>
<u>17</u> 略	

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。